

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、帰国者等への支援、国内感染対策・水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応などに取り組まれているが、今後さらに、国、地方自治体、関係機関が緊密に連携して、適時適切に対策を講じる必要がある。

政府は3月10日対策本部会議を開き、休校中の給食費の返還にかかる支援や、フリーランスを含めた休業補償、実質無利子無担保の新たな貸付制度の創設など総額約4,300億円の緊急対策第2弾を決定されたが、観光関連産業、中小零細企業を中心とした地域経済の先行き不安感の解消や自粛・休業などによる経済停滞の払拭には、更なる大胆な対策が望まれる。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を図るため、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方自治体、関係機関と緊密に連携し、融資枠の拡大、債務の支払い猶予など中小零細企業等への支援、減税による家計負担の軽減、新たな給付金制度の創設等、大規模かつ速やかな緊急経済対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月17日

広島県庄原市議会